

国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成25年3月15日
内閣総理大臣決裁
平成25年8月2日
一部改正
平成26年9月26日
一部改正
平成27年6月17日
一部改正
平成27年12月21日
一部改正

1. 国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるための国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）に関し、関係府省庁が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進するため、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 国土強靱化担当大臣
議長代理 国土強靱化を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣
内閣官房副長官（事務）（内閣官房国土強靱化推進室長）
副議長 国土強靱化を担当する大臣を補佐する内閣府大臣政務官
内閣総理大臣補佐官（内閣官房国土強靱化推進室長代理）
内閣官房内閣審議官（内閣官房国土強靱化推進室次長）
構成員 内閣府政策統括官（防災担当）
警察庁警備局長
金融庁総務企画局審議官
消費者庁審議官
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官
法務省大臣官房審議官
外務省大臣官房長
財務省大臣官房審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省大臣官房技術総括審議官

農林水産省農村振興局長
経済産業省大臣官房審議官
国土交通省国土政策局長
環境省大臣官房審議官
防衛省防衛政策局長

3. 連絡会議の庶務は、内閣府の助け及び国土交通省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房国土強靱化推進室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。